

## 第7章

---

# 日本

地域安全保障協力の拡大・深化の追求

ここ数年、日本の防衛政策上の重要な課題は米軍再編であったが、米軍再編協議は、2006年5月に、日米両国が「再編実施のための日米のロードマップ」に合意したことによっていったんの区切りを迎えた。これによって米軍再編は協議の段階を終え、実行段階に移行することになる。

2007年の日本の防衛政策において大きな展開がみられたのは、オーストラリアやインドとの安全保障協力にみられるような、地域安全保障協力の拡大・深化の追求である。現在のアジア太平洋地域では、米国を中心とする2国間同盟の組み合わせ、いわゆる「ハブ・アンド・スポーク」体制とも、ASEAN地域フォーラム（ARF）のような多国間安全保障枠組みとも異なる形で、テロ対策や海賊対策のような機能的な協力が展開しつつある。これらは相互に補完する形で、アジア太平洋地域の複雑な安全保障問題に対する地域ベースの対応能力を高めつつある。こうした背景の中で、オーストラリアやインドとの安全保障協力が大きく進展したのである。

また、日本は、2007年1月に、国際平和協力活動を自衛隊の本来任務として位置付けた。しかしながら、2007年末現在、日本が行っている国際平和協力活動はそれほど大規模なものではない。ただそれは、日本がグローバルな安全保障問題に関与することに消極的だからではなく、日本の安全保障との関連性を強く意識した上で、どのような活動を行うか主体的に決定した上で国際平和協力活動を展開しているからである。事実、アジアにおいて国連が実施した国連ネパール政治ミッション（UNMIN）には人員を派遣すると共に、日本の安全保障との関連性の深い、大量破壊兵器などの不拡散のための活動であるPSIには、日本は積極的に参加している。ただし、テロとの闘いなどの文脈で、日本は今後より積極的にグローバルな安全保障問題に関与していくべきであり、今後のかかわり方についてより活発な議論が展開されることが期待される。

## 1 日米関係——米軍再編合意後の政策課題

### (1) 米軍再編と日米の戦略協議の進展

2002年12月の日米安全保障協議委員会（SCC：「2+2」とも呼ばれる）を契機に、米軍再編協議とも通称される、防衛政策見直し協議（DPRI）が開始された。その中で日本は、「抑止力の維持」と「地元負担の軽減」の2つの原則を掲げ、自衛隊と米軍の役割・任務・能力に関する検討と在日米軍の基地の再編を進めるべく米国との協議を進めた。そして、DPRIは、2005年10月のSCCにおいて発表された共同文書「日米同盟：未来のための変革と再編」を経て、2006年5月に開催されたSCCにおいて、日米両国が「再編実施のための日米のロードマップ」に合意したことによっていったんの区切りを迎えた。ただし、合意はあくまでも合意でしかない。引き続き政策課題は、結ばれた合意を実行していくことである。

現在のところ、全体的に見て合意は着実に実行されつつある。特に目に見えて進展しているものの一つが、嘉手納飛行場、岩国飛行場、三沢飛行場からの訓練の移転であり、2007年3月5～8日に築城基地、5月16～23日に小松基地、6月18～22日に築城基地、7月16～21日に三沢基地、9月3～4日に新田原基地、10月15～19日に百里基地で、いずれもタイプIと呼ばれる、1回につき1～5機の機体が1～7日間参加する訓練を行った。また、嘉手納飛行場および嘉手納弾薬庫地区へ配備される地対空誘導弾ペトリオット PAC-3についても、2006年10月2～13日に、ミサイル本体を含む機材の搬入が行われ、12月末から一部の運用が開始された。ほかにも、航空自衛隊車力分屯基地（青森県つがる市）へのXバンドレーダーの配備は2006年6月になされ、また、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファームといった嘉手納飛行場以南6施設の返還についても、計画の取りまとめが進められている。

その中で特に鍵となるのは、普天間飛行場の移設である。1995年の米

海兵隊兵士による少女暴行事件などを契機として策定された、「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」報告に基づく沖縄における米軍基地の整理・統合・縮小は、当初の予定よりは遅れながらも一定の進捗を見せていたが、もっとも重要であった普天間飛行場の移設は進展せず、計画で意図したような負担の軽減は達成されなかった。今回の米軍再編においても、本来の目的の一つである「地元負担の軽減」を達成する上で、普天間基地の移設の成功は不可欠であり、ロードマップにおいても、嘉手納飛行場以南6施設の返還、米海兵隊要員約8,000人とその家族のグアムへの移転は、普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展にかかっているとされている。

2006年11月の沖縄県知事選挙では、普天間飛行場の県内移設に必ずしも否定的でない仲井眞弘多氏が当選し、知事に就任した。仲井眞知事は普天間飛行場の移設地点に関し、より沖合への移設を求めているため、政府との立場の相違がある。現在のところ、政府と沖縄県、名護市などとの間で、「普天間飛行場の移設にかかる措置に関する協議会」をこれまで計5回開催し、普天間飛行場の早期移設・返還に向けて協議を行っている。また、2007年5月にはキャンプ・シュワブ周辺海域の現況調査が開始され、8月には環境影響評価（環境アセスメント）方法書を沖縄県、名護市および宜野座村に送付するなど、少しずつだが移設に向けたプロセスは進みつつある。前述したとおり、今回の米軍再編において、普天間飛行場の移設はプロセス全体の要石であり、きわめて重要な意味を持っている。沖縄県と政府の間に若干の立場の相違は存在しているものの、地元負担の軽減の観点から普天間飛行場の移設を早期に進めるべきであるという点で両者は一致しているのであり、今後の進展が期待される。

このように、米軍基地の再編が少しずつ進められていく一方で、戦略的な協議も継続して進められた。2007年5月1日にワシントンで行われたSCCの共同発表の内容は、米軍再編のロードマップの進捗状況をフォローアップする性格が強いが、それだけにとどまるものではない。「あらゆる種類の米国の軍事力（核および非核の双方の打撃力および防衛能力

を含む)が、拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した」として、日米安全保障条約に基づいて米国が日本に提供している拡大抑止が高い信憑性を持っていることを改めて確認したのである。ここでいう「あらゆる種類」とは、原文では「フル・レンジ」となっており、2006年10月に北朝鮮が核実験実施を宣言した直後に来日した米国のライス国務長官の発言と同一の語である。より明確に言えば、米国は必要に応じて、自らの戦略核戦力を含むあらゆる軍事力を発動して対日防衛コミットメントを履行するという意味を持つ。

それに加え、本共同発表においては、「現在の国際安全保障環境を考慮しつつ、これらの共通戦略目標へのコミットメントを再確認した」としたうえで、2005年2月の共通戦略目標に追加する形で、日米間の共通の戦略目標が盛り込まれている。そこでは、東アジアにおける両国の重大な関心事項である北朝鮮核問題と中国の台頭に加え、イラン問題、インドの成長、アフガニスタンの経済復興および政治的安定、日米豪3カ国協力、日本と北大西洋条約機構の協力などについて触れられている。北朝鮮核問題については、2005年9月19日の「共同声明」に基づき、六者会合を通じて朝鮮半島の非核化を達成することと、国連安全保障理事会決議1718の迅速かつ完全な実施について確認した。

中国に対しては、「地域および世界の安全保障に対する中国の貢献の重要性を認識しつつ、中国に対して、責任ある国際的なステークホルダーとして行動すること、軍事分野における透明性を高めること、および、表明した政策と行動との間の一貫性を維持することをさらに促す」とさ

れている。これと 2005 年 2 月の共通戦略目標とを比較すると、2 つの点を指摘できる。

第 1 は、中国に対する厳しい見方を後半部分で示していることである。2005 年 2 月の共通戦略目標においても、「中国が軍事分野における透明性を高めるように促す」と記されているが、2007 年 5 月の共同発表では、「共通戦略目標へのコミットメントを再確認」と述べながら、改めて透明性について言及することによって、中国が国防政策全般にわたって透明性を向上させていくことを強く求めている。また、「表明した政策と行動との間の一貫性を維持することをさらに促す」と述べることによって、「表明した政策と行動との間の一貫性」について日米両国が不満を持っていることもまた、表している。

第 2 は、そうした厳しい見方を持っていながらも、「日米対中国」という対立的な図式は持っていないことを明確にしていることである。2007 年 5 月の共同発表の中国に関する記述と、2005 年 2 月の共通戦略目標における「中国が地域および世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる」との記述を比較すると、2 つの変化を見て取ることができる。一つは、共通戦略目標では、中国が「責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎する」と述べられている一方、2007 年 5 月の共同発表では、「中国の貢献の重要性を認識」とされており、中国が地域および世界において肯定的な役割を果たしていると日米が認識していることを示している点である。もう一つは、2007 年 5 月の共同発表において、「責任ある国際的なステークホルダー」という語が使われており、「責任あるステークホルダー」という、米国の対中政策に関するいわゆる「ステークホルダー論」を日本が公式に共有した点である。こういった形で、共通戦略目標から 2007 年の SCC 共同発表に至る流れにおいて、日米は、いくつかの懸念を持ちながらも、原則として、中国と対決するのではなく、国際秩序の安定を維持する責任ある大国として迎え入れていくことを改めて明確にしたといえよう。

## (2) テロとの闘いと日本

9・11 テロ以降、テロとの闘いが安全保障上の重要事項であると国際社会で強く認識されるようになった。このテロとの闘いは、軍事的手段に加え、法執行、金融規制、入国管理など、さまざまな方策を組み合わせることで展開される。日本も、2005年12月に「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、テロリストを入国させないための対策の強化、テロリストを自由に活動させないための対策の強化、テロ資金を封じるための対策の強化、重要施設の安全を高めるための対策の強化に向けた方針を打ち出している。

こうした法執行などにおける措置は、テロとの闘いにおいて重要な役割を果たしているが、テロリストグループの活動を物理的に制約するための、軍事的手段も不可欠である。その点では、アフガニスタンを拠点とすると考えられているイスラム原理主義テログループのアルカイダと、それ以外の地域のテログループとの海上を通じた結びつきを遮断するために、米国を中心とする国際社会が「不朽の自由」作戦の一環として展開している海上阻止活動が大きな役割を果たしている。これは、海を經由してテロリストが武器、人員を移動させたり、麻薬や人身売買を行うことを阻止するものであり、海上における警察活動ともいうことができる。日本は、2001年11月以来、テロ対策特別措置法（以下、テロ特措法）に基づいて、国際社会のこうした活動に対して、海上自衛隊の補給艦による給油活動などを行ってきた。いうまでもなく、日本は、日本国憲法に基づき、自衛の目的以外での武力の行使が認められていないが、このような海上阻止行動に対して燃料などの補給を行うことはそもそも武力の行使に当たらないこと、また、各国が海上阻止行動を効率かつ安全に行う上で、洋上において補給を行う能力を持った補給艦の存在は欠かせないものである一方、洋上補給を安定的に行う能力を持った国に限られていることから、洋上における給油活動は、国際テロリズムの防止、ひいてはアフガニスタンの復興に対して日本が行うことができる協力のうち、有効な選択肢の一つであるといえよう。

ただし、このテロ特措法は時限立法であり、2001年に制定されて以来、2003年、2005年、2006年にそれぞれ延長されてきた。2006年に行われた延長は1年間に限られていたことから、2007年以降もテロ特措法に基づく給油活動などを行うためには、改めて延長を行う必要があった。日本政府は当初より、2007年以後もテロ特措法を延長する方針であったが、2007年7月28日に行われた参議院選挙において、自民党・公明党からなる与党が過半数を失ったことによって、テロ特措法の延長は困難な状況となった。参議院第1党となった民主党の小沢一郎代表が、選挙直後の31日に、テロ特措法の延長について「賛成することはない」と明言したからである。そのため、仮に衆議院でテロ特措法の延長が可決されたとしても、参議院で否決される可能性が高まった。ただし、日本国憲法によれば、参議院で否決されたとしても、衆議院で3分の2の多数で再可決を行えば、その法律は成立すると規定されている。また、参議院で採決を行わなかった場合でも、衆議院通過後60日を経過すれば、その法律は参議院で否決されたものとみなし、衆議院は再可決を行うことができる。参議院選挙終了後も、自民党・公明党からなる与党は、衆議院においては3分の2の多数を有していたため、理論上は再可決によってテロ特措法を延長させることは可能であった。一方、テロ特措法の期限は2007年11月1日であり、衆議院での可決後、参議院が60日間採決を行わない可能性を考慮すれば、8月末には衆議院で可決されていなければならないが、そのような形で国会日程を設定することは困難であった。そのため、民主党の何らかの協力なしに、テロ特措法を延長するのは不可能であろうと考えられた。

こうした状況ではあったが、安倍晋三首相は、インド洋における海上自衛隊の給油活動を継続することは日本の国益にかなうとの観点から、テロ特措法の延長を追求し、2007年9月9日にアジア太平洋経済協力首脳会議出席のために訪問したシドニーで行った記者会見の中で、「民主党をはじめ、野党の皆様のご理解をいただくために、職を賭して取り組んでいく」と述べ、テロ特措法延長に向けた決意を表明した。しかしながら、

延長の見通しは立たず、安倍首相は、12日に首相を辞任することを表明した。

その後を受けた福田康夫首相は、上記のような日程上の困難に加え、テロ特措法に基づく給油活動の中で、80万ガロン給油したものを20万ガロン給油したとの報告取り違い問題が発生したこともあり、補給支援特別措置法（以下、補給支援特措法）を新たな特措法として制定して給油を行うことを追求した。この補給支援特措法は、テロ特措法が、インド洋における給油のみならず、航空自衛隊による協力支援活動や被災民救援活動といった任務を含んでいるのに対し、インド洋における給油のみに任務を絞り込み、また、期限を1年とした。

また、テロ特措法では、複数の任務が含まれていることから、そのうちの任務を実施するかについて国会の承認を得る必要があると考えられていたが、補給支援特措法では、法律に定められた任務の内容を給油のみに絞り込んだことから、国会における法律の議決がすなわち国会による自衛隊の活動の承認と同義であると考えられることから、テロ特措法にあった国会承認規定は盛り込まれなかった。そして衆議院でまず審議が行われ、11月13日に可決された。

しかしながら、テロ特措法の延長と同様、補給支援特措法も、参議院で否決されたり、60日間採決されなかった場合には、衆議院で3分の2の多数によって再可決しなければ成立しない。参議院では、防衛関係の法律案は外交防衛委員会で審議されるが、審議が行われる定例日は週に2回、火曜日と木曜日だけであり、また、この間、守屋武昌前防衛事務次官の収賄疑惑が浮上したこともあって、審議を迅速に完了させることは困難であった。他方、国会会期は当初12月15日までの予定であって、会期終了までに参議院で採決が行われなかった場合、法律案は廃案となる。そこで、政府・与党は、衆議院で再可決を行うのに必要な60日間を確保するために、2008年1月15日までの会期延長を決定した。最終的に、参議院では1月11日に採決が行われ、同法案は否決された。そして同日に衆議院において、与党が3分の2の多数で、補給支援特措法の再可決

を行った。これにより、2月21日から、インド洋における給油活動が再開されることとなった。

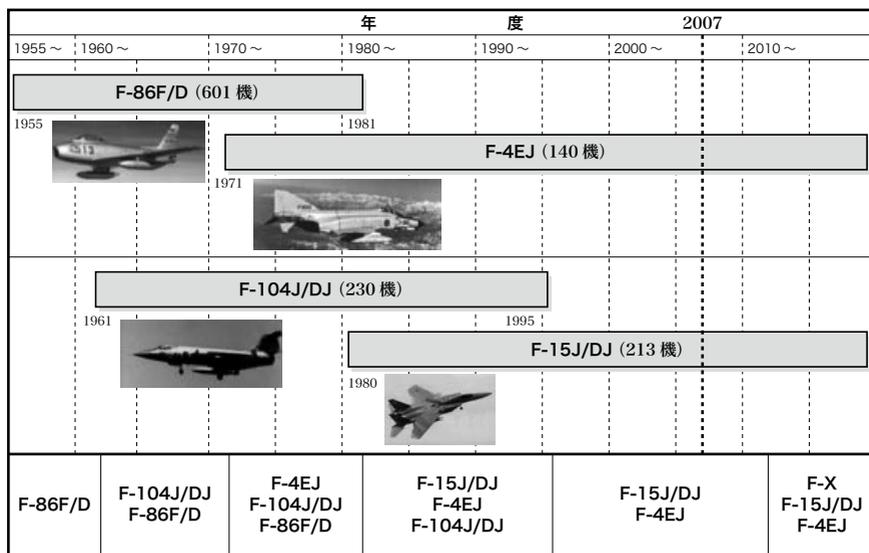
### (3) 次期戦闘機導入と日米関係

現在、航空自衛隊は、F-15J、F-4EJ改、F-2の3種類の戦闘機を運用し、防空や対領空侵犯措置を行っている。このうち、対艦攻撃、対地攻撃を主任務とする戦闘機については、日米共同で開発されたF-2が配備されている。一方、防空を主任務とする戦闘機については、71年に導入を開始したF-4EJの退役が2010年代に始まる予定となっているため、その後継となる次期戦闘機の導入についての検討が進められている。次期戦闘機の導入について、現在の「中期防衛力整備計画（平成17～21年度）」において、7機の調達盛り込まれており、2009年度から調達が開始されるものとみられている。

現在の世界を見渡してみると、次期戦闘機としての検討の対象となりうるのは、F-15FX（米国）、F-18E/Fスーパーホーネット（米国）、F-35ライトニングII（米国など）、F-22A ラプター（米国）、ユーロファイター・タイフーン（イギリスなど）、ラファール（フランス）の6機種である。2007年3月には、航空幕僚監部の視察団が、このうちタイフーン、F-15FX、F-18E/Fについての視察を行った。F-35についても、早期に視察が行われるものと思われる。

なお、この6機種のうち、いわゆる「第5世代」と呼ばれる戦闘機はF-22AとF-35のみで、ラファール、ユーロファイター、F-15FX、F-18E/Fは、「第4.5世代戦闘機」と呼ばれている。ジェット戦闘機の世代区分については厳密な定義が存在するわけではないが、第1世代がMe-262やF-86、MiG-15といった文字通り最初の世代のジェット戦闘機、第2世代がマッハ2クラスの高速度を持ち、レーダーやレーダー誘導空対空ミサイルを装備したF-104やMiG-21などの55年から60年ころに開発された機体、第3世代が、F-4やMiG-23のように、エンジン出力の増大などによって多用途任務をこなせるようになった、60年か

図 7-1 航空自衛隊の要撃戦闘機の変遷



(出所) 執筆者作成。

ら70年ころに開発された機体、第4世代が、F-14、F-15、F-16、F-18、MiG-29、Su-27など、高度なアビオニクス、兵器により高度な多用途性を持ち、また単に高速なだけでなく機動力も高い、70年から90年頃に開発された機体を指すと考えられている。そして第4.5世代戦闘機とは、デジタル化された飛行制御などの先進的なアビオニクスを搭載し、また限定的なステルス性を持つもの、第5世代戦闘機とは、それらに加え高度なステルス性を持つものとされる。

ただし、第5世代戦闘機のうち、F-35は現在まだ開発中で、生産には至っていない。米国会計検査院の報告によれば、予定された試験スケジュールに遅れが生じており、今後の開発スケジュールへの影響が懸念される。もう一方のF-22Aは、すでに開発が終了し、部隊編成が進行しつつある。空戦能力が極めて高く、「ノーザンエッジ2006」演習に12機のF-22Aが参加し、F-15、F-18と空戦訓練を行った際、108機を撃墜して1機も撃墜されなかったなど、第4世代戦闘機に対する優位を示した。し

かし、米国の98年度国防歳出法に、デビッド・オービー下院議員提案の修正条項として付加された、オービー条項と呼ばれる修正によって、「F-22 先進戦術戦闘機をいずれかの外国政府に売却することを承認したり、許可を与えること」が禁止されている。すなわち、議会において本条項が修正されない限り、日本にF-22が売却されることはあり得ないのである。

このような状況にあつて、2007年5月に久間章生防衛相とゲイツ国防長官との会談において、日本政府は米国政府に対しF-22Aなどの調査対象機種に関する情報提供などについて可能な協力を求めた。ただし、日本政府は、これはあくまで米国製の調査対象機種に関する情報の提供などを依頼したものであつて、日本側としてF-22Aを次期戦闘機として決定したわけではないとの立場である。日本政府としては、そうした詳細な情報がなければ、F-22Aを含めた形で次期戦闘機の機種を適切に検討することができないと考えているものと見られる。こうしたやりとりを経て、日米両政府間で、まず日本周辺の航空戦能力に関する包括的な研究を行い、その上で、将来の安全保障環境の下で日米両国が保有すべき航空戦力を分析する形での議論が進められることとなった。

現在の北東アジアの航空戦力のバランスを見る上で、特に顕著な現象は、中国のSu-27、Su-30といった第4世代機の配備数の増大である。その結果、第4世代機の配備数でいえば、中国は既に日本と肩を並べつつあり、近いうちに日本を大きく上回るようになることが懸念されている。そうなると、日本がこれまで持っていた質的優勢が失われることになり、航空戦力のバランスに大きな変化がもたらされる。日本の次期戦闘機導入をめぐる議論は、こうした戦略的なバランスが変動しつつある時期に行われているのであり、日米双方にとって極めて重要な意味を持っているのである。

## 解説

## 日本の次期戦闘機はどうか？

本文中で述べたように、日本の次期戦闘機に関しては6機種が調査の対象となっている。ただ、こうした問題は、単純に航空機としての能力を比較して答えを出すのではなく、現在の戦略環境の中で、日本はどのような能力を必要としており、その能力をもっともよく満たす機体は何かというように考えを進めて回答に至らなければならない。

日本の安全保障上、今後は南西諸島・先島諸島方面が重視されることになると思われるが、広大なこの地域において、航空自衛隊の基地は沖縄本島の那覇基地1カ所のみである。1カ所の基地で広いエリアをカバーしなければならないこうした地理的条件においては、戦闘機の速度は極めて重要な意味を持つ。なぜなら、発進基地から離れた地点にできるだけ早く到達する必要があるからである。その点で重要なのは最高速度ではなく、巡航速度である。公開資料でジェット戦闘機の性能を見ると、「最高速度マッハ2.5」などと書いてあるが、それはアフターバーナーを使用するなど、エンジンにフル出力を發揮させて初めて達成される数字であり、その速度で飛ぶと搭載燃料はすぐなくなってしまう。よって、離れた地点に早く到達するには、アフターバーナーを点火せずに、より燃費のいいエンジン出力で飛行する巡航速度が高くなければならないのである。その点で、F-22Aやタイフーンが持っているような、アフターバーナーなしで超音速飛行できる超音速巡航能力の意味は極めて大きい。

また、単に兵器の性能だけではなく、それらを結びつける情報ネットワークの性能によって軍事的な能力が左右される「ネットワーク中心の戦い」(NCW)を基盤とする現在の航空戦略において、空中から高性能のレーダーで状況を把握し、ネットワークのハブとして管制を行うことのできる早期警戒管制機(AWACS)は死活的に重要である。現在の北東アジアにおいて、本格的なAWACSを有しているのは日米のみであり、その質的な優勢を大きく担保している。しかしながら、中国がAWACSの本格運用を開始するのは時間の問題であると考えられており、単に第4世代戦闘機の数だけでなく、NCWの観点からも将来の航空戦力のバランスが変動する可能性は高い。その際に必要となるのは、自らのAWACSを防護し、かつ相手のAWACSを無力化する能力であろう。そういう点では、ステルス性もやはり重要ということになる。そしてもちろん、次期戦闘機は要撃戦闘機であるから、対戦闘機能力としての空戦機動性も重要である。

このように考えると、公表されている情報から見る限り、F-22Aはやはり有力な候補であろう。また、タイフーンは、超音速巡航能力を持つ優れたマルチロール機であり、装備調達先の多様化や欧州諸国との技術協力の拡大といった観点を含めて考慮すべきであるように思われる。ただいづれにしても、性能に関する詳細な情報が日本に提供されなければ、判断することはできない。その答えは、日米が進めていくとされる日本周辺地域の航空戦能力の包括的な検討などを通じて、導き出されることになると考えられる。

### (1) アジア太平洋地域における安全保障協力の展開

アジア太平洋地域において、安全保障協力を拡大・深化させる大きなきっかけとなったのは、94年のASEAN地域フォーラム（ARF）の発足である。それ以前のアジア太平洋地域においては、日米同盟、米韓同盟、米豪同盟などからなる「ハブ・アンド・スポーク」体制と呼ばれる、アメリカを中心とする2国間同盟のネットワークは存在していたものの、地域全体の安全保障にかかわる政治的対話の枠組みは欠落していた。その一方で、アジア諸国の経済が大きく成長し、それに伴って域内諸国の軍事力に拡大傾向がみられたことから、地域の安定のために、安全保障問題を扱う多国間対話の枠組みが必要とされていたのである。ARFは、そうした背景の中で発足し、94年のARFコンセプトペーパーで、第1段階で域内国の信頼醸成を推進し、第2段階で予防外交メカニズム、第3段階で紛争解決のメカニズムを構築していくことを具体的な目標として掲げた。

このうち、第1段階の信頼醸成に関しては、大きな成果を挙げたと考えられる。中国をはじめとする多くの域内国が防衛白書を発行するようになり、域内の防衛交流・安保対話もさまざまな形で展開している。ただし、2001年に「ARF 予防外交の概念と原則」が発表され、その中で、地域の平和と安定への脅威となりえる国家間の対立の予防、そうした対立の武力紛争へのエスカレートの予防、そうした対立が地域に与える影響の最小化として予防外交が定義され、さらに、危機が実際に生起する以前にとられるべき予防外交の手段として、信頼醸成の努力、規範構築、コミュニケーション・チャンネルの強化、ARF 議長役の強化が挙げられたものの、第2段階の予防外交への移行についての具体的な進展はみられていない。

しかしながら、それはアジア太平洋地域の安全保障協力そのものに進展がないことを意味するわけではない。ARF 自身も災害救援などへの取

り組みを強化しており、また、各国の軍や法執行機関レベルの、機能的な協力が着実に進展し、ARFを補完しながら展開しているのである。その一つの例は、2001年5月に、米国がこの地域で行っている4つの2国間演習を統合して行われた「チームチャレンジ」多国間演習である。これは、人道支援や平和維持を多国間で行う上での相互運用性を向上させていくことが重視された演習である。

こうした考え方は、当時太平洋軍司令官であったデニス・ブレア海軍大将が、『ワシントン・クォーター』に2001年に発表した論文「車輪からウェブへ」に示されている。この論文の中で、ブレア海軍大将は、アジア太平洋地域の安全保障の基盤をなすのは日米同盟を中心とする2国間同盟だが、それらに加え、機能的な協力をウェブ状に展開させることで、人道支援や平和維持など、さまざまな事態に対する地域ベースの対応能力を高めていくことを主張したのである。

こうした形の安全保障協力を進展させる大きなきっかけとなったのが、9・11テロと、引き続いての米国主導によるテロとの闘いである。アブ・サヤフ(ASG)、ジェマ・イスラミアのような、アジア域内のテロ組織を制圧するために、米国は、域内諸国と機能的な協力を展開させていった。インドネシアとの協力、フィリピンとの「バリカタン」演習を通じたASG掃討作戦の支援がその例である。さらに、82年以来タイと行ってきた「コブラゴールド」演習の多国間演習化が進められた。2007年5月に行われた「コブラゴールド」演習では、タイ、米国、シンガポール、インドネシア、日本を主要参加国とし、そのほかフィリピン、オーストラリア、フランス、中国、ドイツ、韓国を招待して行われ、コンピューター・シミュレーションによる指揮所演習や実動演習に加え、人道的危機に対する支援や民間機関との協力に関するプロジェクトを行うなど、域内で想定されるさまざまな事態に対する多国間の機能面での協力を強化していくことが重視されている。

また、テロとの闘いだけでなく、海賊対策をはじめとする海上の秩序・治安の確保のためのさまざまな協力体制も、アジア太平洋地域で構築さ

れている。日本の海上保安庁が主体となって始められた北太平洋海上保安フォーラムや、アジア海上保安機関長官級会合のような多国間連携のための取り組みをはじめとし、さまざまな2国間の協力やキャパシティ・ビルディングがなされている。これらもまた、ARFを単位とするのとは異なる、ネットワーク状に展開する機能的な協力である。

このように、現在のアジア太平洋地域では、2国間同盟の組み合わせによる「ハブ・アンド・スポーク」体制ともARFとも異なる形で、米国を中心とした機能的な協力が進展しつつある。日本との間で行われたいわゆる米軍再編協議にも、こうした流れは反映されている。2005年10月29日に発表された共同文書「未来のための変革と再編」で示された役割・任務・能力についての基本的な考え方の中に、「迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の2国間協力および政策調整は、これに資する第三国との間で行われるものも含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る」、「自衛隊および米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する」と記されているように、日米同盟も、日米防衛協力だけでなく、それをベースとして、そのほかの国との機能的な協力を進展させながら、地域の安定性を高めていくことをいまや視野に入れているのである。

こうした観点から見ると、2007年は日本の安全保障政策において大きな展開がみられた。オーストラリア、インドとの安全保障協力の進展である。

## (2) 日豪安全保障協力の強化

2007年3月、日本とオーストラリアは、安倍晋三首相とジョン・ハワード首相との間の会談の後、「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を発表した。これは冷戦期以来、米国との同盟を安全保障条約の基軸としてきた日本にとって、米国以外の国との安全保障協力に特化した初めての2国間宣言であるという意味で画期的なものであり、日本の安全保障戦略に新たな地平線を開いたと評価できる。

表 7-1 日本とオーストラリアとの防衛相レベルの交流

1990年5月	石川防衛庁長官の訪豪
1992年9月	レイ国防相の訪日
1997年9月	マクロラン国防相の訪日
1998年1月	久間防衛庁長官の訪豪
1999年5月	ムーア国防相の訪日
2002年6月	中谷防衛庁長官、ヒル国防相による防衛首脳会談（シンガポール）
2002年8月	中谷防衛庁長官の訪豪
2003年5月	石破防衛庁長官、ヒル国防相による防衛首脳会談（シンガポール）
2003年9～10月	ヒル国防相の訪日
2005年5月	大野防衛庁長官の訪豪
2005年6月	大野防衛庁長官、ヒル国防相による防衛首脳会談
2006年6月	額賀防衛庁長官、ネルソン国防相による防衛首脳会談（シンガポール）
2007年6月	ネルソン国防相の訪日

（出所）報道などにに基づき執筆者作成。

92年に自衛隊が初めてカンボジアで国連平和維持活動（PKO）に参加した際の司令官はオーストラリア軍のジョン・サンダーソン将軍であったし、2002年2月から2005年6月までの東ティモールへのPKO派遣、2003年12月からの自衛隊のイラク人道復興支援活動に際しての2005年2月からのオーストラリア軍のムサンナー県への派遣など、それ以前から、部隊レベルでの日豪安全保障協力は積み重ねられてきた。特に、2002年5月の日豪首脳会談において発表された「日豪の創造的パートナーシップ」に引き続いて2003年9月に石破茂防衛庁長官（当時）とロバート・ヒル国防相との間で交わされた防衛交流の発展に関する覚書に基づいて、ハイレベル交流、実務レベル交流、部隊間交流などが進められてきていたのであり、この安全保障共同宣言はそうした交流の積み重ねを受けて、日豪安全保障協力を新たな段階に引き上げるためのものであるといえる。

日豪安全保障共同宣言で具体的に示されている協力項目としては、国

境を越える犯罪との闘いに関する法執行、国境の安全、テロ対策、軍縮ならびに大量破壊兵器（WMD）および運搬手段の拡散対抗、平和活動、戦略的評価および関連する情報の交換、海上および航空の安全確保、災害救援を含む人道支援活動、感染症大流行の発生時を含む緊急事態対応計画が挙げられている。これらは、いわゆる非伝統的安全保障問題とされる問題である。このことからわかるように、日豪安全保障協力宣言が意図しているのは、伝統的な安全保障を念頭において特定の国に対抗することではなく、非伝統的な安全保障問題における機能面での協力を強化することであるといえる。

日豪安全保障共同宣言に引き続いて、6月2日には日米豪の防衛相会談（シンガポール）、5日には日豪防衛相会談（東京）、6日には日豪防衛・外務閣僚協議（東京）が行われた。特に、日豪防衛・外務閣僚協議は、初めての日豪「2+2」であり、こうした枠組みを持つのは、日本にとっては米国に次いで2カ国目、オーストラリアにとっては米国、英国に次ぐ3カ国目であり、日豪安全保障協力の大きな進展であった。そして、日豪安全保障協力の行動計画の策定を加速化させるとともに、共通の戦略的課題に関する取り組みの確認、防衛協力の拡大、災害救援、平和維持および平和構築、テロおよび拡散の対処、太平洋島しょ国の安定に関する協力の強化などが発表された。さらに、9月9日に安倍首相とハワード首相との間で行われた首脳会談において、「安全保障協力に関する日豪共同宣言を実施するための行動計画」が合意された。この行動計画においては、共通の戦略的利益にかかわる問題についての協力が強化されることとなり、日豪防衛交流覚書の改定に加え、日豪安全保障協力宣言で示された法執行、国境の安全、テロ対策などの各協力分野について、どのような協力を進めていくかについての具体的な項目が提示された。

今後、この行動計画に沿ってオーストラリアとの安全保障協力が展開していくことによって、日米同盟を中心とする「ハブ・アンド・スポーク」同盟ネットワークの、「スポーク」間の機能的な協力が進展することになる。それは、米国との2国間同盟を補完しつつ、アジア太平洋地域における、

非伝統的な問題を含むさまざまな不安定要因に対する地域全体の対応能力を高めると考えられる。そしてそれは、経済的にも、政治的にも、また日本の海上交通路の多くが通過するという意味で安全保障の面でも日本にとって重要な、東南アジア地域の安定につながるのであり、日本の国益に大きく寄与するのである。

さらに、日豪安全保障協力の意味は地域レベルにとどまるものではない。PKOなどに多くの経験を持つオーストラリアとの協力を強化していくことは、2007年に国際平和協力活動を自衛隊の本来任務化した日本が、今後主体的・積極的に国際平和協力活動を展開していく上で有益であろう。日本の安全保障との関連性を考慮すれば、国際平和協力活動はアジア太平洋地域を中心になされることが多いであろうから、オーストラリアとの協力は不可欠となる。また、イラクにおける人道復興支援活動の際にみられたように、地球規模でもさまざまな局面におけるパートナーとして活動することも考えられる。そうしたことから、今後も日豪「2+2」のような枠組みを継続し、共通の戦略的利益について不断に協議し、協調を積み重ねていくことによって、基盤となる協力関係を構築・強化していくことが求められる。

### (3) インドとの安全保障協力の模索

日本と中東を結ぶ海上交通路の安全は、日本の安全保障において非常に重要な意味を持つ。インドはこのうち、インド洋の安全に大きな役割を果たす地域大国である。同じく海上交通路の安全を高めるための政策を進める場合でも、飛び抜けた大国が存在しない東南アジア地域においては、域内諸国のキャパシティ・ビルディングや多国間協力枠組みの構築が重要だが、インド洋における海上交通路の安全を高めるためには、域内随一の大国であるインドとの関係強化が鍵となる。

日本とインドとの安全保障協力の歴史はそれほど古くない。防衛相レベルの公式会談は、2000年1月にフェルナンデス国防相が訪日した際に行われたのが最初である。一方、海上自衛隊とインド海軍との交流などは、

表 7-2 日本とインドとの防衛相レベルの交流

2000年1月	フェルナンデス国防相の訪日
2002年6月	中谷防衛庁長官、フェルナンデス国防相による防衛首脳会談（シンガポール）
2002年7月	フェルナンデス国防相の訪日
2003年5月	石破防衛庁長官の訪印
2006年5月	ムカジー国防相の訪日
2007年6月	久間防衛相、アントニー国防相による防衛相会談（シンガポール）
2007年8月	小池防衛相の訪印

（出所）報道などにに基づき執筆者作成。

他国とのそれに比べて関係が深い。それは、日本とインドとの関係が海上の安定を中心に進展してきていることの表れといえよう。こうした、海上の安定に関連した日印の交流の流れは、後述する2007年4月に初めて行われた日米印3カ国間訓練や、日本・米国・インド・オーストラリア・シンガポール5カ国間の多国間海上共同訓練「マラバール07-2」へと進展してきている。このように、2007年には、オーストラリアに加え、インドとの安全保障協力も大きく進展したのである。ただそれは、2007年に突然起こった現象ではなく、2000年以降、日印が着実に防衛交流を積み重ねてきたことの反映であった。

日印の防衛交流が大きく発展するきっかけとなったのは、2000年8月に、森喜朗首相とアタル・ビハリ・バジパイ首相が合意した、「21世紀における日印グローバル・パートナーシップ」の構築である。これを受けて、2001年7月には、第1回日印安全保障対話、第1回日印防衛当局間協議が東京で行われた。引き続いて同年12月に、小泉純一郎首相とバジパイ首相との間で「日印共同宣言」が合意され、その中で、国際テロリズムとの闘いにおける協力、WMDおよびその運搬手段の不拡散に関する建設的な努力、国際海上交通の安全確保における協力などについて言及されるとともに、防衛交流を促進することが確認された。さらに、2005年4月の小泉首相とマンモハン・シン首相との会談において発表された

「アジア新時代における日印パートナーシップ：日印グローバル・パートナーシップの戦略的方向性」では、同時に発表された「日印グローバル・パートナーシップ強化のための8項目の取組」の中に、「安全保障対話・協力の拡充」が含まれ、既存の対話枠組みの最大限の活用、両国間での安全保障・防衛分野の対話・交流のさらなる進展、防衛当局の制服組間の交流の強化、国際海上交通の安全確保のための海上保安当局年間次協議や海賊対策連携訓練の実施、海洋安全保障の重要性の観点からの海上自衛隊とインド海軍の間の協力の強化が打ち出された。

こうした流れを受けて、2006年5月にプラナーブ・ムカジー国防相と額賀福志郎防衛庁長官との協議が東京で行われ、日印の「防衛分野における協力等に関する共同発表」が行われた。そこでは、相互理解を深め、幅広い協力を推進するための防衛当局間の交流、災害救援、海上の安全保障そのほかの相互の関心分野における協力につながりえるような、キャパシティ・ビルディングを含む軍種間の交流、国際テロ・WMDおよびその運搬手段の拡散、災害救援並びに平和維持活動を含む、地域的およびグローバルな安全保障の問題に対する取り組みに関する情報や教訓の交換、技術分野における協力などについて、特に協力を進めることとされた。

2006年12月にはシン首相が訪日して安倍首相と会談し、「『日印戦略的グローバル・パートナーシップ』に向けた共同声明」を発表した。そこでも、政治、防衛、安全保障における協力として、防衛協力を強化するとのコミットメントの再確認、ハイレベルの交流と軍種間の協議を含む協力を次第に高めていくこと、海賊対策のために緊密に協力すること、テロとの闘いにおける協力を進めていくこと、などが明示された。さらに、2007年8月に安倍首

相が訪印してシン首相と会談し、「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」を公表した。その中では、安全保障分野におけるさらなる協力として、アジア太平洋とインド洋地域におけるシーレーンの保安と安全、国境を越える犯罪、テロ、海賊および WMD の拡散との闘いにおいて利益を共有することを認識し、さらに具体的な協力について検討していくこと、外相間戦略対話をはじめとするさまざまなレベルにおける戦略対話の深化と拡大、次官級防衛政策対話や国際平和協力活動、テロ対策に関する経験の共有などの協力の着実かつ質的な向上、海上保安当局間の協力の促進を進めていくこととされた。

このように、政治レベルで日印安全保障協力のための努力が積み重ねられてきたことが、2007年4月11日に行われた初の次官級防衛政策対話、4月16日に房総南方海域で行われた初の日米印3カ国間訓練、8月24日の小池百合子防衛相と A. K. アントニー国防相との会談、ベンガル湾周辺海域で9月4日から9日にかけて行われた多国間海上共同訓練「マラバール 07-2」への海上自衛隊の初参加などにみられるような、2007年における日印安全保障協力の大きな進展につながったのである。このような形でインドとの協力が進展していくことは、インド洋をはじめとする海上交通路の安全の向上につながり、国際的な安全保障環境の改善のみならず日本自身の安全保障にも寄与する。インドにはインド自身の戦略があり、それに基づいて日本との協力を進めていることを踏まえながらも、テロや海上交通路の安全、あるいは災害救援など、戦略的関心を共有する事項に対し、相互の利益になるような協力を、今後とも進めていく必要があるであろう。

### 3 自衛隊の国際平和協力活動の課題

#### (1) 「国際貢献」から「国際平和協力活動」へ

9・11 テロ後の安全保障環境の変化を受け、日本の防衛力の新たなあ

り方を指し示す文書として、2004年12月に、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下、現大綱）が策定された。その大きな特色は、日本の防衛、すなわち「わが国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除する」ことに加え、「国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにする」ことを安全保障の2つの目標として掲げたことである。こうした考え方は、2004年夏に作成された「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書（荒木レポートと通称される）において提示され、現大綱でも採用された、「統合的安全保障戦略」に基づくものである。この、統合的安全保障戦略においては、「わが国自身の努力」、「同盟国との協力」、「国際社会との協力」を組み合わせ、前述の2つの目標を追求していくこととされた。現大綱において、自衛隊による国際平和協力活動は、「国際社会との協力」の大きな構成要素として位置付けられており、外交と一体のものとして主体的・積極的に行っていくものとされている。

なお、冷戦終結直後の95年に策定された「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」においても、「わが国の防衛」や「大規模災害等各種の事態への対応」に加え、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」が防衛力の役割として規定され、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、安全保障対話・防衛交流、軍備管理・軍縮における諸活動に対する協力を進めていくこととされていた。従って、「わが国の防衛」以外の役割が防衛力に与えられたのは、現大綱が初めてではない。しかしながら、95年の防衛大綱においては、防衛力がこうした役割を果たすことで、どのような効果が日本の安全保障にもたらされるかは不明確であった。一方、現大綱では、「国際安全保障環境の改善」とは、「我が国に脅威が及ばないようにする」ための目標であると記述されており、日本の安全保障との関連性がより強く意識されているといえる。

こうした文脈の中で、「国際貢献」に代わり、「国際平和協力活動」が、自衛隊の海外における活動を表す言葉として用いられることとなった。前者の語は、国際社会における問題を自らの問題ととらえるのではなく、

第三者的に一步距離を置いて対応するニュアンスを含んでいる。ところが、現在の国際社会においては、グローバル化の進展により、日本から遠く離れた地域で発生した事態であっても、日本にその脅威や影響が及ぶ可能性がある。よって、現在は、グローバルな国際社会におけるさまざまな問題について、日本も、第三者的な態度をとるのではなく、国際社会の一員としての当事者意識を持ちながら対応することが必要な状況にあるのである。また、自衛隊の海外における活動は、国際社会に対する「貢献」として行われるのではなく、日本の安全保障に寄与するために行われるべきものである。国際社会で起こる問題のすべてが日本の安全保障に影響するわけではないから、現実の日本の対応は、自らの国益と照らし合わせた上で主体的に決定されるべきであろう。そして、自らの国益と合致すると判断された場合には、国内法の規定に従いながら、積極的に自衛隊を派遣して国際平和協力活動を展開し、問題解決のために国際社会と協力していくことになる。こうした観点から、第三者的なニュアンスのある「国際貢献」としてではなく、「国際平和協力活動」として、主体的・積極的に自衛隊の海外における活動を行う方向性が、現大綱において打ち出されたのである。

## (2) 主体的・積極的な国際平和協力活動のための体制整備

以上のような考え方のもと、国際平和協力活動を主体的・積極的に展開していくために、現大綱は、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力などの整備、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤の確立、自衛隊の任務における国際平和協力活動の適切な位置付けを含む所要の体制の整備を進めることを示した。その関連で、2007年1月に、改正された自衛隊法が施行され、国際平和協力活動が自衛隊の本来任務として位置付けられた。

それまで、自衛隊の海外における活動は本来任務に付随する業務と位置付けられてきた。そのため、これまでは、本来任務である日本の防衛を一義的な目標として整備してきた能力を、海外における活動に活用す

るという考え方をとってきた。ところが、国際平和協力活動が本来任務化されたことによって、国際平和協力活動そのものを目標とした能力整備を行えるようになった。すなわち、日本の防衛ではなく、国際平和協力活動を目的とした、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力の向上といった体制整備を行う法的裏付けが整備されたのである。そのため、これまでよりもいっそう主体的・積極的に国際的な安全保障環境の改善のための活動を行えるようになったといえる。

なお、本来任務化されたといっても、国際平和協力活動に、日本の防衛と同等の位置付けが与えられたわけではない。本来任務のうちの主たる任務はあくまで直接侵略および間接侵略に対し日本を防衛するために行う防衛出動であり、国際平和協力活動は、治安出動、海上における警備行動、災害派遣、領空侵犯に対する措置などと同様の、従たる本来任務としての位置付けである。また、これは、すでに法律で定められている国際平和協力活動の自衛隊法上の位置付けを改めるものであり、新たな任務を自衛隊に付与するものではないし、現行法上規定されている自衛隊の活動の範囲・権限などを変更するものでもない。

さらに、2007年3月には、陸上自衛隊の中央即応集団新編と合わせてその隷下に、国際活動教育隊が発足し、教育訓練体制が大幅に整備された。国際活動教育隊は、陸上自衛官を対象として国際平和協力活動についての教育を行う部隊であり、基本的な教育に加え、教訓事項を蓄積して教育・装備の改善を行うための研究、各方面隊における指定部隊などの練成訓練の支援という3つの機能を有している。

まず、教育についてだが、国際活動教育隊で行われる教育は、定期的に行われる課程教育（幹部4週間、曹2週間）、指定方面隊における導入教育のほか、自衛官以外の文民警察官や停戦監視要員に対する派遣前訓練からなる。特に課程教育は、長年続けられていくことによって陸上自衛隊全体の国際平和協力活動に対するスキルを向上させることをねらいとしている。

次の教育・装備の改善を行うための研究とは、国際活動教育隊に蓄積

される、陸上自衛隊が国際平和協力活動を実施した際に得られた教訓をもとに進められる。従来、自衛隊が国際平和協力活動を行う際には、各方面隊などから差し出された要員をもって特別の部隊を編成し、防衛相（防衛庁長官）直轄で運用してきたため、活動の教訓を一元的に蓄積する体制が十分ではなかった。一方、今回編成された国際活動教育隊が所属する中央即応集団は、国際平和協力活動に派遣される海外派遣部隊の指揮を行う。よって、国際平和協力活動に関する機能は中央即応集団に集約されることになり、国際活動教育隊への教訓の蓄積も効率的になされることが期待されている。

指定部隊などの練成の支援とは、国際平和協力活動に派遣される部隊としてあらかじめ指定されている部隊に対して行われるものである。陸上自衛隊は、国際平和協力活動に部隊を派遣する際の母体として、常に1個方面隊のうち、約1,200人を指定している。その一部につきあらかじめ教育訓練を行うことで、約90日程度の準備で海外への派遣を可能とすることが狙いである。

### (3) より積極的な国際平和協力活動を目指して

これまで述べてきたように、現大綱では、「国際的な安全保障環境の改善」のために主体的・積極的な国際平和協力活動を展開していくこととされ、それに伴って国際平和協力活動の本来任務化がなされ、またそのほかの体制の整備なども着々と進められている。これらは、92年に自衛隊がカンボジアで国連PKOに初めて参加して以来、いくつもの国際平和協力業務を重ねてきたことに加え、9・11テロが示したように、安全保障においてもグローバル化が進み、日本から遠く離れた地域で発生した事態であっても、日本にその脅威や影響が及び得ることが懸念されるようになってきたことを反映した動きであるといえる。そのため、日本の防衛にとどまらない、グローバルな安全保障問題に対して、日本の国益との関連性を踏まえた上で、自衛隊をより活用していく必要が認識され、主体的・積極的に国際平和協力活動を進めていくためのさまざまな変革

が進行しつつある。

しかしながら、2007年末現在、日本の行っている国際平和協力活動はそれほど大規模なものではない。11月1日にテロ特措法が失効し、インド洋から海上自衛隊の補給艦・護衛艦が撤収して以来、自衛隊の国際平和協力活動として行われている活動としては、イラクにおける航空自衛隊の空輸支援、ゴラン高原における国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）への輸送隊の派遣、UNMINへの軍事監視要員の派遣にとどまっており、全体として縮小傾向にあるのは否めない状況にある。特に、国連に関係する活動に関しては、ゴラン高原とネパールを合わせて派遣人員は約50人であり、国連PKO派遣の根拠法となっている国際平和協力で定められている派遣人員の上限2,000人を大きく下回っている。

ただし、このことをもって、日本がグローバルな安全保障問題に関与することに消極的だと判断すべきではない。これは、「国際貢献」から「国際平和協力活動」への変化を反映したものとみえるのである。後者においては、前者よりも日本の安全保障との関連性が強く意識されることになる。多くの国連PKOが展開しているアフリカは、日本の安全保障とのつながりが希薄であり、また、最近のアフリカにおける国連PKOは、「憲章7章型」と呼ばれる、武力の行使をも許された活動であることが多い。そうしたPKOは、PKO参加5原則との関係で慎重な議論が必要となるため、日本が参加するのは一般的にみて困難な場合が多い。

一方、日本の安全保障との関連性でいえば、アジア地域が、ほかの地域よりも重視される傾向が現れることになろう。ところが、2004年末のスマトラ沖大地震・津波災害に対する国際支援活動以来、アジアにおいて大規模な国際平和協力活動を必要とするような事態は起こっていないのである。

よって、日本の国際平和協力活動が外見上縮小傾向に見えるのは、日本がそれに消極的だからということではない。自国の安全保障との関連性を強く意識した上で、主体的にどのような活動を行うか決定する政策をとっていることを受けて、アジアを重視する流れにある一方、アジア

において結果的にそうした活動を必要とする事態が生起しなかったことに由来するといえよう。実際、日本は、アジアにおいて国連が実施した UNMIN には人員を派遣した。また、特に日本の安全保障との関連性が深い、WMD などの不拡散のための活動「拡散に対する安全保障構想」



PSI 海上阻止訓練「パシフィック・シールド 07」の一場面

(PSI) に関しては、日本は積極

的に参加しているのである。2007 年 10 月 13～15 日には、多国間による PSI 海上阻止訓練「パシフィック・シールド 07」を主催し、自衛隊は、横浜港、横須賀港、大島近海で統合訓練を実施した。これは、WMD などを拡散させようとする動きに対する抑止効果の向上、国際社会による拡散阻止のための連携強化、また特にアジア太平洋地域における将来の PSI 支持国の拡大を目的に行われたもので、日本、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、シンガポール、英国、米国が艦艇ないし航空機を派遣し、インドやパキスタン、インドネシアをはじめとする 40 カ国がオブザーバーとして参加し、大きな成果を挙げた。

このように、自国の安全保障との関連性を主体的に判断しながら、国際平和協力活動を行うのはある意味で当然のことである。しかしながら、グローバル化が進む現代の世界においては、地球の裏側で発生した事態が、日本の安全保障に予想外の悪影響を及ぼすことも十分に考えられる。また、「長い戦争」になることが予想されている、現代の国際安全保障における重大な脅威である国際テロリズムとの闘いにおいて日本は傍観者ではありえない。よって、テロとの闘いの文脈においても、自衛隊による国際平和協力活動を、主体的かつ積極的に展開していかなければならない。そういった意味で、日本はより積極的にグローバルな安全保障問題に関与していくべきであろう。インド洋での給油活動は 2008 年 2 月

21日に再開されたが、今後、国際平和協力に関する一般法の制定に向かう議論の流れなどで、その在り方は論じられていくべきであろう。いずれにしても、国際平和協力活動を本来任務化し、またさまざまな体制整備を進めていく中で、日本がグローバルな安全保障問題にどのように関わっていくのか、今後より活発に議論が展開されることが期待される。

(高橋 杉雄)